

島根県報

平成29年10月10日 (火) **号外 第 116 号**

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

国 次

【選管告示】

個人演説会を開催することができる施設の変更 個人演説会を開催することができる施設の指定の取消し

2

2

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第44号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号に規定する施設を変更した旨、江津市選挙管理委員会から報 告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年10月10日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施設の名称	変更事項	変 更	内	容
		変更前		変更後
江津市コミュニティセンター	施設の名称	江津市コミュニティセンター	桜江コミ:	ュニティセンター

島根県選挙管理委員会告示第45号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号に規定する施設の指定を取り消した旨、江津市選挙管理委員 会から報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年10月10日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施 設 の 名 称	所 在 地	取消年月日
市山文化福祉センター	江津市桜江町市山351番地	平成29年9月29日
長谷生活改善センター	江津市桜江町長谷1565番地8	平成29年9月29日
川越生活改善センター	江津市桜江町大貫445番地1	平成29年9月29日
谷住郷多目的集会施設	江津市桜江町谷住郷1871番地1	平成29年9月29日